

亀山市告示第42号

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）実施要綱の一部を改正する告示

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）実施要綱（令和4年亀山市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
亀山市介護予防・生活支援サービス事業（ <u>第1層訪問型サービスB</u> ）実施要綱	亀山市介護予防・生活支援サービス事業（ <u>訪問型サービス</u> ）実施要綱

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。